

○周防大島町東京圏等移住支援事業支援金交付要綱

令和元年7月26日

告示第69号

(趣旨)

第1条 この告示は、東京圏等から周防大島町（以下「本町」という。）への移住促進を図るために実施する周防大島町東京圏等移住支援事業に係る支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部のうち、別表第1に規定する条件不利地域を除いた区域をいう。

(2) 東京23区

地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。

(3) 転入

本町に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。

(4) マッチングサイト

山口県が設置、運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」をいう。

(5) 支給対象法人

法人からの申請に基づき、別表第2に規定する要件をすべて満たす法人として、山口県が登録した法人をいう。

(対象者要件)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、第5条に規定する申請（以下「申請」という。）のあった日から5年以上継続して本町に居住する意思をもって転入する者のうち、次の各号の要件を満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住し、又は東京圏に在住しつつ、東京23区への通勤をしていたこと。

(イ) 転入する直前に、連続して1年以上東京23区内に在住し、又は東京圏に在住しつつ、東京23区への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 次に掲げる事項の全てに該当すること（アに該当する者を除く）。

(ア) 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区を除く東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。

(イ) 転入する直前に、連続して1年以上、東京23区を除く東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府兵庫県、広島県又は福岡県への通勤をしていたこと（ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県への通勤の期間については、住民票を移す3箇月までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(2) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 周防大島町に転入したこと。

イ 補助金の申請の際、補助対象者を含めた世帯の構成員がいずれも転入後1年以内であること。

(3) 就業、テレワーク、創業に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が山口県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、山口県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 創業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」という。）の交付決定を受けていること。
- (イ) 申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

(4) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 補助対象者を含めた世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

イ 日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 補助対象者を含めた世帯の構成員に本町町税を滞納している者がいないこと。

エ 過去において世帯の構成員に本町及び他の市町が行う同様の支援金の交付を受けた者がいないこと。

オ 補助対象者を含めた世帯員が、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。）。

カ 前各号に掲げるもののほか、周防大島町長（以下「町長」という。）が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

（支援金の額等）

第4条 支援金は、予算の範囲内で交付する。

2 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

ただし、前条第1号イの場合にあっては、各2分の1の額を支給する。

(1) 単身世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

3 申請の日の属する年度の4月1日において満年齢が18歳未満の者（同居するものに限る。以下同じ。）を養育しているときは、当該18歳未満の者1人につき100万円を前項第2号に掲げる額に加算する。ただし、前条第1号イの場合にあっては、各2分の1の額を支給する。

（支援金の交付申請）

第5条 補助対象者は、転入した日から1年に到達する日までの間に、周防大島町東京圏等移住支援事業支援金支給申請書（様式第1号）に加え、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 移住元の住民票の除票その他、移住元での居住地及び在住期間を確認できる

書類（世帯向けの支援金を申請する場合は申請者を含む世帯の構成員全員分）

- (2) 就業又はテレワークの場合、就業証明書（様式第2号）
- (3) 起業の場合、創業補助金の交付決定通知書の写し
- (4) 東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に通勤していた法人等の就業証明書その他移住元での在勤地、在勤期間（大学等への通学期間を移住元としての対象期間に含める場合も含む。）及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (5) 東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に通勤していた法人経営者又は個人事業主にあつては、開業届済証明書又は他個人事業主の納税証明書その他、移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（支援金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請書の提出があつた日から14日以内に支援金の交付決定及びその額の確定を行い、その旨を周防大島町東京圏等移住支援事業支援金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 支援金の交付は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの周防大島町東京圏等移住支援事業支援金交付請求書（様式第4号）の提出による請求に基づき行うものとする。

（報告及び是正のための措置）

第8条 交付決定者は、第6条の規定による交付決定を受けた日から5年を経過する日又は次条の規定による交付決定の取消しを受けた日までの間、住所、勤務先その他必要な事項を、毎年別に定める日までに、周防大島町東京圏等移住支援事業支援金現況届（様式第5号）により町長に報告しなければならない。

2 町長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 町長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、周防大島町東京圏等移住支援事業支援金返還請求書(様式第6号)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

イ 前条第2項の規定に基づく求めに応じなかったとき。

ウ 申請のあった日から3年未満に本町外へ転出(本町外で1年以内の研修等の後、本町内の就業先で勤務することが確実であると認められる場合を除く。次号において同じ。)したとき。

エ 申請のあった日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。

オ 第3条第3号ウに規定する決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還

申請のあった日から3年以上5年以内に本町外に転出したとき。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和2年2月28日告示第7号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年2月29日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則(令和2年9月1日告示第104号)

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日告示第16号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第19号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月31日告示第113号）

この告示は、令和5年11月1日から施行する。ただし、施行日までに申請があったものについては、従前の例によるものとする。

附 則（令和6年11月26日告示第115号）

この告示は、令和6年11月22日から施行し、改正後の周防大島町東京圏等移住支援事業支援金交付要綱の規定は、令和6年10月15日から適用する。

別表第1（第2条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町及び清川村

別表第2（第2条関係）

支給対象法人の要件
<ul style="list-style-type: none">・官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと・資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと・みなし大企業でないこと。（ただし、上記の法人がいわゆる親会社である場合は

みなし大企業としない。)

- 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（山口県内を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと
- 雇用保険の適用事業主であること
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと
- 「やまぐち維新プラン」で設定している19の維新プロジェクトと62の重点施策推進に資する法人であること